

令和2年度 秋田公立美術大学附属高等学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義と基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本的な考え方

いじめは人間の尊厳を脅かし、人権を侵害するものであり、決して許されない行為です。子どもたちをいじめから守るためには、いじめについて、次のように理解することが重要です。

- ・いじめは、人権侵害であり、絶対に許されないこと。
- ・いじめは、どの子どもにも、また、場所を問わず起こりうるものであること。
- ・いじめは、見ようとしなければ見えないこと。
- ・いじめは、加害も被害も両方経験する場合があること。
- ・いじめは、加害者と被害者との関係だけでなく、周りではやし立てる子ども、見て見ぬふりをする子どもの存在など、集団全体にかかわる問題であること。
- ・いじめは、いじめられる子どもに問題があるとの考え方では解決しないこと。
- ・いじめは、刑事罰が課せられたり、損害賠償責任が発生したりする不法行為であること。
- ・いじめは、学校、家庭、地域が一体となって取り組むべき問題であること。

本校では、このような理解に立ち、子どもと子ども、子どもと教職員、保護者と教職員の信頼関係を深め、いじめの未然防止に努めます。また、日頃から子どもの人間関係を把握し、ささいな兆候を見逃さず、いじめの早期発見に努めます。

いじめが起きた際には、いじめを受けた子どもや保護者の心情に寄り添いつつ、いじめた子どもに心からの反省を促し、子どもが安心して学校生活を送れるようになるまで支援に努めます。

(3) いじめの解消

- いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
 - いじめを受けた子どもに対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。
 - いじめに係わる行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた子どもが、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。それは、面談等により確認する。
- いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、いじめを受けた子どもおよびいじめを受けた子どもについては日常的に保護者と連携しつつ、注意深く観察することが必要である。
- 真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、上記の要件が満たされた上で、双方の当事者や周囲の者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものである。

2 いじめの未然防止のための取組

子ども一人一人の規範意識を高めるよう、家庭や地域と連携した道徳教育の充実を図るとともに、自分の役割と責任の自覚を促し、集団の一員としての達成感や成就感を味わうことができるよう、人間関係を築く力を高める体験活動の充実を図ります。また、授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスとならないよう、一人一人を大切にしたい「分かりやすい授業」づくり、学級、部活動などの人間関係を把握して「一人一人が活躍できる集団」づくりを進めていきます。

(1) 家庭や地域と連携した道徳教育の充実

- ・全教育活動を通じて、「いじめは決して許されない」ことの理解を促すとともに、豊かな心や互いの人格を尊重し合える態度を育みます。
- ・PTAの学級懇談や地域の連絡協議会などで、子どもの生活状況や家庭でのしつけについて話題にするなど、学校、家庭、地域が担うべき役割について共通理解を図ります。
- ・学校外の方々の講演会を通して、健全な心身の育成を図ります。

(2) 生徒会活動の充実

- ・生徒会など生徒主体の活動をとおり、生徒たちの中から「いじめを生まない学校づくり」の気運が高まるよう支援していきます。

(3) 体験活動の充実

- ・自分と友達の違いや良さに気付き、協力して目標を達成する喜びを味わうことができるよう、宿泊体験学習、体育祭、学院祭、修学旅行、部活動等の充実を図ります。

(4) 「分かりやすい授業」づくりの推進

- ・子ども一人一人が、満足感や達成感を味わうことができるよう、全ての子どもが活躍できる場面設定や一人一人の状況に応じた指導、進歩や成長を実感できるふり返り活動などを改善し、「分かりやすい授業」づくりを進めます。

(5) いじめアンケート調査の実施

- ・「生活意識調査」の他に、いじめアンケートを年度内に3回実施する。いじめに関する状況を迅速に把握すると同時に、いじめが起きない環境を作る。

3 いじめの早期発見の取組

日頃から子どもとのコミュニケーションを深め、信頼関係を構築するとともに、複数の教師による観察等を通し、ささいな変化やわずかな兆候を見逃さないように努めます。

(1) 学校生活アンケートの実施

- ・年2回（5月、10月）の「生活意識調査」のほか、必要に応じて、状況を適切に把握するためのアンケートや調査、面談を実施します。

(2) 授業以外でのふれあい

- ・放課後の部活動や作品制作活動等において、担任はもちろん、全教員が個別に生徒とのコミュニケーションを深め、信頼関係を構築します。

(3) 二者面談の実施

- ・学級担任と副担任が面談を通して、子どもの悩みや不安等を聞き取ります。

(4) 相談窓口の周知

- ・学級担任や副担任以外にも副校長、養護職員、生徒指導主任、スクールカウンセラーが子どもや保護者の相談窓口になります。

(5) 「秋田公立美術大学附属高等学院いじめ防止対策委員会」での情報共有

- ・子どものささいな兆候や子どもからの訴えを学級担任などが抱え込まず、管理職に報告、連絡、相談するとともに、「秋田公立美術大学附属高等学院いじめ防止対策委員会」において、その情報を共有します。

(6) いじめの認知

- ・以下のような事案であっても、子どもの感じる被害性に着目し、事実確認を行います。
 - けんかしたり、ふざけ合ったりしている場合
 - 好意から行った行為が意図せずに相手側の子どもに苦痛を感じさせてしまった場合
 - いじめられている状況が認められても、本人がそれを否定する場合
 - インターネット上で悪口を書かれたことを本人が知らずにいる場合

4 いじめへの組織的対応

学級担任や副担任が全てを抱え込むことなく、支援チームを作り、組織的に対応します。

対応にあたっては、いじめを受けた子どもや保護者の心情に寄り添うとともに、いじめた子どもに対しては、毅然とした指導により心からの反省を促します。また、いじめた子ども、いじめを受けた子ども双方の保護者に、指導内容を含め、適切に情報を提供しながら、協力して解決を図ります。

(1) 対応策の検討と役割分担

- ・いじめに係わる情報があったときは、他の業務に優先して、「秋田公立美術大学附属高等学院いじめ防止対策委員会」に報告し、委員会においてどの教師がどの子どもに対応するかなど役割分担を決めます。

※特定職員がいじめに係わる情報を抱え込み、委員会への報告を行わないことは、絶対にあってはならない。

(2) 迅速な実態把握と適切な指導と支援

- ・いじめた子ども、いじめを受けた子ども双方から聞き取った内容から事実関係を明らかにするとともに、それまでの人間関係等いじめの背景を踏まえて状況を正確に把握します。
- ・いじめを受けた子どもや、いじめを知らせてくれた子ども、及び保護者の心情に寄り添い、心のケアを図ります。
- ・いじめを受けた子どもが安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講じます。
- ・いじめた子どもに対しては、人格の成長を旨とし、心からの反省を促します。

(3) スクールカウンセラー、関係機関との連携、調整

- ・状況に応じてスクールカウンセラーを活用するなど、教育相談体制の充実を図ります。
- ・状況に応じて関係機関（警察署、法務局、教育委員会等）と連携を図ります。
- ・犯罪行為と思われる事案が発生した際には、ためらわずに警察との連携を図ります。

(4) 保護者との連携

- ・いじめの内容を正確に伝え、指導方針を説明して理解や協力を得るよう努めるとともに、対応の経過や事後の子どもの状況等について、適切に情報を提供します。
- ・いじめた子ども、いじめを受けた子ども双方の保護者と協議しながら、子どもが安心して学校生活を送れるようになるまで支援を継続します。

(5) 重大事態への対処

- ・重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、対処について協議します。

(6) いじめ解消後の継続観察

- ・いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、いじめを受けた子ども及びいじめた子どもについては、日常的に保護者と連携しつつ、注意深く観察することが必要である。

5 いじめ防止等の対策のための組織の設置

いじめ防止に向けた取り組みを組織的に行うため、複数の教職員のほか、外部専門家等の参加を得て、いじめの防止等の対策のための組織を設置します。

- ・ 校長、副校長、総務主任、生徒指導主任（生徒指導副主任）、学級担任、養護職員（スクールカウンセラー）、学校運営協議会委員、PTA会長・副会長により、「秋田公立美術大学附属高等学院いじめ防止対策委員会」を組織します。
- ・ 本委員会において、基本方針や年間計画の策定、見直しのほか、いじめ防止に向けた取り組み状況等について協議します。
- ・ 日常の取組については、上記教職員に必要な応じてスクールカウンセラーを加え、情報の共有や個別のいじめ事案における対応方針の決定、対応状況の確認等を行います。

6 いじめ防止に向けた保護者と地域の連携

広報やPTA等を通し、学校のいじめ防止に向けての取り組みを説明するとともに、保護者や地域の方々と協議し、子どもを見守る体制づくりに努めます。

また、学校以外の相談窓口や救済制度等の活用について、広くお知らせします。

(1) 生徒指導だよりによる情報発信

- ・ 学校内外で起こっているいじめを含めた問題行動等について情報を提供するとともに、保護者とともに考えるようにします。

(2) PTA総会や学級懇談会における説明・協議

- ・ PTA総会や学級懇談会において現在の状況を説明するとともに、保護者からの情報提供を踏まえ、協議します。

(3) 講演会等の実施

- ・ 外部からの専門家を招いて、講演会などを開催します。

(4) ホームページの活用

- ・ 学校の取り組みを随時更新し、子どもの活動を紹介します。

(5) 相談窓口、相談機関の周知

- ・ 学校以外の相談窓口や救済制度などを紹介します。

2020年度 年間計画 (案)

	1 年	2 年	3 年	いじめ防止対策委員会
4 月	第1回 生徒を語る会 (4/1) 宿泊研修(4/23~24) 体 育 祭 (4/30)			委員会年間計画作成 校内いじめ防止対策委員会
5 月	第1回 生活意識調査 (アンケート) 第2回 生徒を語る会 (5/27) 三者面談 (5/11~25)			第1回 いじめ防止対策委員会
6 月				第1回いじめアンケート調査・分析 校内いじめ防止対策委員会
7 月	学 院 祭 (7/12) AED 講習会 (7/17)			校内いじめ防止対策委員会
8 月				
9 月	スポーツフェスティバル (9/29)			校内いじめ防止対策委員会
10 月	情報モラル教室 (10/6) 第2回 生活意識調査 (アンケート)			校内いじめ防止対策委員会
11 月	二者面談 (10/20~11/6)			第2回いじめアンケート調査・分析 校内いじめ防止対策委員会
12 月		修学旅行(12/8~11)		校内いじめ防止対策委員会
1 月				校内いじめ防止対策委員会 第3回いじめアンケート調査・分析
2 月	生徒作品展「明日のクリエイターたち」(2/6~11)			校内いじめ防止対策委員会
3 月				第2回 いじめ防止対策委員会 (総括・次年度計画)

その他、いじめ対策については生徒指導部会（生徒指導主任・副主任、教育相談担当、特別活動副主任、養護職員）での議題により対応する。

秋田公立美術大学附属高等学院：いじめ防止対策組織

